

株 主 各 位

神奈川県小田原市西大友205番地2

愛光電気株式会社

代表取締役社長 近 藤 保

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県小田原市城内8番10号
報徳二宮神社 報徳会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第62期（2020年3月21日から2021年3月20日まで）事業報告
および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
(次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。)

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますよう、お願い申しあげます。

## 【第62期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

### 1. 当社の対応について

- 株主総会において当社役員ならびに運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 受付に、アルコール消毒液を設置いたします。

### 2. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や体調等にも十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。
- ご高齢の方、基礎疾患のある方あるいは妊娠されている方など、ご心配・ご不安のある方は、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 当日のご出席を要せず書面により議決権を行使する方法もございますので、併せてご検討ください。

### 3. ご来場される株主様へのお願い

- アルコール消毒液の利用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- 体調不良とお見受けする方には、運営スタッフよりお声がけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承のうえ、ご協力をお願いいたします。

### 4. 当社決算説明会ならびに懇談会の中止について

- 株主総会後に開催を予定しておりました当社決算説明会ならびに懇談会につきましては、中止とさせていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### (1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://aiko-denki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

### (3) 第60期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年3月21日から  
2021年3月20日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が停滞する中、企業収益や個人消費も大幅に落ち込み、非常に厳しい状況で推移しました。5月に緊急事態宣言が一旦解除されましたが、11月以降の感染再拡大により、2021年1月8日から2021年3月21日まで再び緊急事態宣言が当社の営業エリアである1都3県で出される等、依然として新型コロナウイルス感染症の終息見込みが立たず、景気の先行きは大変不透明な状況となっております。

電設資材卸売業界においては、新設住宅着工戸数が4月から2月までの11ヵ月間で前年比8.7%減と一戸建てを中心にいまだ回復の足取りは遅く、建設技術者の慢性的な人手不足や労務費・建設資材価格の高止まりにより需要獲得の競争が激しく、収益環境は依然として厳しい状況です。また新型コロナウイルス感染症の影響により建設工事の一部に着工や進捗の遅延等も発生したため、上半期の業績に少なからず影響を受けました。

このような状況の中、当社においては4月12日に開催を予定していた展示即売会「AIK0フェスタ2020」を中止した他、緊急事態宣言発令中は、在宅勤務、時差出勤、事前アポイントメントによりお客様の了解を得た訪問営業等の対策をとっており、緊急事態宣言解除後についても感染リスクを抑えるための対応策をとりつつ状況を考慮しながら営業活動を行っております。

結果、当事業年度における売上高は10,263百万円（前年同期比15.3%減）となりました。

利益面につきましては、人件費等の減少により販売費及び一般管理費の総額は1,533百万円（前年同期比13.4%減）となりました。これらの要因

により営業利益223百万円（前年同期比30.2%減）となり、経常利益226百万円（前年同期比30.0%減）、当期純利益は144百万円（前年同期比31.0%減）となりました。

## 販売実績

（単位：千円）

| 品目別         | 第61期<br>（自 2019年3月21日<br>至 2020年3月20日） | 第62期<br>（自 2020年3月21日<br>至 2021年3月20日） |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|             | 金額                                     | 金額                                     |
| 照明器具類       | 3,311,211                              | 2,599,312                              |
| 電線・パイプ類     | 3,068,650                              | 2,626,207                              |
| 開閉器・盤・制御機器類 | 2,933,578                              | 2,291,514                              |
| 家電・住設・弱電機器類 | 1,571,999                              | 1,624,073                              |
| その他         | 1,232,624                              | 1,122,269                              |
| 合計          | 12,118,064                             | 10,263,378                             |

- （注） 1. 数量については、取扱い商品の種類、価格が多岐に亘るため記載を省略しております。  
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### ② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は10百万円であり、その主なものは什器備品の購入と基幹システムの更新によるものです。また、当事業年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度は特記すべき資金調達はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項目         | 第59期<br>(2018年3月期) | 第60期<br>(2019年3月期) | 第61期<br>(2020年3月期) | 第62期<br>(当事業年度)<br>(2021年3月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)    | 10,936,065         | 11,141,106         | 12,118,064         | 10,263,378                    |
| 経常利益(千円)   | 273,808            | 300,846            | 323,140            | 226,286                       |
| 当期純利益(千円)  | 167,758            | 183,123            | 209,893            | 144,821                       |
| 1株当たり当期純利益 | 191円67銭            | 209円26銭            | 239円90銭            | 165円55銭                       |
| 総資産(千円)    | 6,186,170          | 6,434,080          | 6,734,812          | 6,492,702                     |
| 純資産(千円)    | 2,275,846          | 2,422,234          | 2,573,862          | 2,679,792                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数で算出表示しております。
2. 当社は、2017年9月21日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期(2018年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

経営環境に関しましては、変異コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、感染者拡大の収束が見通せない地域では『新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置』が公示されるなど、景気回復に影響を及ぼす事態となっております。

特に本社所在地である小田原や近隣の箱根、静岡県伊東・下田・沼津を商圏に持つ当社においては観光施設に対する設備投資の中止や延期、または施設の一時閉鎖など更に長期化すると当社の収益にも影響を及ぼしかねない状況が予想されます。

ワクチンの早期普及が望まれるところですが、リスクの高い人口密集地ほど普及に時間を要するとの試算もあり、経済回復が遅延すると建設投資が減少し限られた案件を奪い合う過当競争に発展することが懸念されます。

また、コロナ禍の影響で首都圏企業においてはオフィスへの出勤制限などでリモートワークが増加し、地方都市への住居の移転が増加している傾向はありますが、神奈川県内における転入人口の増加は、一部の地域に限定す

る傾向であるため、地方における人口減少と高齢化は依然として歯止めがかからない状況が続いております。

既存得意先の後継者問題（後継者不足）なども見据えて、新たな販売チャネルの開拓、今後発展が見込まれる蓄電池などの蓄エネ関連商品、E V車普及に伴う充電ステーション等インフラ投資への深耕営業のための体制強化、SDGsをビジネスチャンスとする具体的な戦略の構築など将来展望のある課題に取り組んでまいります。

他方、今後発生が懸念される大規模地震や風水害に対しては近接地域を含めた事業継続計画（BCP）対策への策定も求められております。東日本大震災から10年、熊本地震から5年を振り返り実効性のあるBCP対策の策定が課題であります。

## (5) 主要な事業内容

当社は照明器具・電線等、電気機器電設資材を専門に取扱う卸売業者であり、関東・静岡県東部を地盤とし、専業メーカーの商品を中心に電気工事・設備工事業者、法人企業（工場関連）を対象に販売を行っております。

## (6) 主要な営業所

本社：神奈川県小田原市西大友205番地2

営業所：小田原・横浜・横須賀・厚木・藤沢・平塚（以上神奈川県）

沼津・伊東・下田（以上静岡県）

品川・世田谷・狛江（以上東京都）

## (7) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 133名 | △2名     | 40.7歳 | 17.02年 |

(注) 従業員数には、嘱託及びパートタイマー（23名）は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況（2021年3月20日現在）

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社静岡銀行     | 800,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 400,000   |
| 株式会社三井住友銀行   | 200,000   |
| 株式会社横浜銀行     | 200,000   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 100,000   |
| 株式会社みずほ銀行    | 100,000   |

## (9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 882,200株
- (3) 株主数 604名

#### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名          | 持株数      | 持株比率  |
|--------------|----------|-------|
| 愛光電気共栄会      | 167,000株 | 19.1% |
| 近藤保          | 108,280株 | 12.4% |
| 東芝ライテック株式会社  | 52,800株  | 6.0%  |
| 河村電器産業株式会社   | 40,600株  | 4.6%  |
| トシン・グループ株式会社 | 33,100株  | 3.8%  |
| 光昭株式会社       | 31,800株  | 3.6%  |
| さがみ信用金庫      | 19,800株  | 2.3%  |
| 日東工業株式会社     | 18,800株  | 2.1%  |
| 株式会社静岡銀行     | 17,600株  | 2.0%  |
| 宇田肇          | 16,300株  | 1.9%  |

(注) 持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式(7,455株)を除いて計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|-----------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 近 藤 保   | 全社統括(兼)営業部門統括                          |
| 常務取締役     | 武 井 勝 義 | 経営企画室(兼)経理部担当                          |
| 取 締 役     | 石 川 裕 一 | 総 務 人 事 部 長                            |
| 取 締 役     | 早 野 幸 人 | 東 京 営 業 部 長 ( 兼 )<br>交 通 営 業 部 長       |
| 取 締 役     | 関 忠     | 神 奈 川 西 営 業 部 長                        |
| 取 締 役     | 藤 田 博 司 | 藤 田 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長<br>内 部 統 制 補 佐 |
| 常 勤 監 査 役 | 神 嘉 彦   |                                        |
| 監 査 役     | 板 倉 崇   |                                        |
| 監 査 役     | 関 野 純 一 |                                        |

- (注) 1. 取締役 藤田博司氏は社外取締役であります。  
2. 監査役 板倉 崇氏及び監査役 関野純一氏は社外監査役であります。  
3. 2020年6月18日開催の第61期定時株主総会において関 忠氏が取締役に選任され就任いたしました。  
4. 取締役 藤田博司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 当社は取締役 藤田博司氏、監査役 板倉 崇氏及び監査役 関野純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した役員

| 氏 名     | 退 任 日      | 退 任 理 由 | 退任時の地位    |
|---------|------------|---------|-----------|
| 大 関 正 一 | 2020年6月18日 | 任 期 満 了 | 専 務 取 締 役 |
| 柏 木 良 明 | 2020年6月18日 | 任 期 満 了 | 常 務 取 締 役 |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 補償契約の内容の概要

当事業年度末において当社と役員等の間で補償契約はありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、保険会社との間で会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等について補償することとし、保険料を全額当社が負担しております。

また、被保険者が私的な利益供与等を違法に得たことや法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象といたしません。

#### (6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、世間水準及び経営内容、正規従業員給与等とのバランスを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。各取締役の報酬は、基本報酬、賞与、退職慰労金とします。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役規程に基づき、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

当社の取締役の賞与は、取締役規程に基づき、業績や個々の取締役の貢献度等を勘案して決定し、原則、毎年一定の時期に支給しております。

当社の取締役の退職慰労金は、取締役退職慰労金内規に基づき、役位、在任年数等に応じて決定し、退職時に支給しております。

- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬の額及び賞与は取締役規程に基づき取締役会で決定し、退職慰労金は取締役退職慰労金内規に基づき取締役会で決定しております。

- d. 監査役の報酬等の額及び算定方法に係る方針

当社の監査役の報酬等の決定額は、世間水準および経営内容、正規従業員給与等とのバランスを考慮して、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

監査役賞与は、会社の業績に応じて、取締役会の議を経て決定しております。

監査役賞与の配分は、監査役としての個々の業務執行状況を評価して、監査役の協議により決定しております。

監査役が退職する際には、監査役退職慰労金内規に基づき、役員退職慰労金を支給しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 支給人員        | 支給額                   |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1名)  | 77,334千円<br>(1,950千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 8,000千円<br>(2,600千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(3名) | 85,334千円<br>(4,550千円) |

- (注) 1. 当社に使用人兼務取締役の該当はありません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額180,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役0名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額14,400千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,308千円  
(取締役8名に対し8,508千円(うち社外取締役1名に対し150千円))  
(監査役3名に対し800千円(うち社外監査役2名に対し200千円))
5. 当社は当事業年度末時点で業績連動報酬を導入しておりません。また非金銭報酬等も該当ありません。

(7) 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

2020年6月18日開催の第61期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

- ・取締役2名 56,650千円

なお、この金額には上記(6)及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

## (8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社社外役員において他の法人等の業務執行者としての重要な兼職はありません。なお、監査役 関野純一氏につきましては当社他1社の取締役役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引及び特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社社外役員において他の法人等の社外役員としての重要な兼職はありません。なお、取締役 藤田博司氏につきましては当社他2社の社外監査役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引及び特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況, 発言状況及び<br>社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 藤田博司 | 当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会においては、議案の審議に必要な発言をする等、内部統制等の企業経営分野に係る専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者の立場からの視点で助言及び意思決定を行っております。 |
| 監査役 板倉 崇 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会17回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。       |
| 監査役 関野純一 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会17回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。       |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                 | 支 払 額    |
|---------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,960千円 |
| ・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,960千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会で選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全従業員が法令、社内規程、その他名称の如何にかかわらず業務上定められた全ての規則類、当社で要求される標準的業務手順を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンス規程を制定しております。

- ② 社長の諮問機関である常務会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立しております。
- ③ 当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行うなど内部牽制機能の強化を図っております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、常務会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。なお、保存期間は法令その他別段の規定がある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。
- ② 法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するために、リスク管理規程を定め、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速な対応が可能となる体制整備に努めています。
- ② 社長の諮問機関である常務会へのリスク情報の集約と、業務執行の適切な遂行のため、リスク管理委員会を設置しており、主要リスクの把握、分析、評価を行い適宜報告を行います。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。
- ② 取締役会の下に、社長の諮問機関である常務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
該当事項はありません。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。
  - ② 同使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定しております。
  - ③ 監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保しております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
  - ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ常務会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。
  - ③ 監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止いたします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する体制としております。
  - ② 内部監査担当部門は監査役との密接な連携を保つことにより、監査役の監査の実効性は確保されております。
  - ③ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。



#### (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

#### (10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図ります。

また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図ります。

### 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

### 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

注記：本事業報告中の記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                      |                  |
|-----------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,717,923</b> | <b>流動負債</b>                  | <b>3,588,596</b> |
| 現金及び預金          | 2,508,457        | 支払手形                         | 73,187           |
| 受取手形            | 556,048          | 電子記録債務                       | 593,940          |
| 電子記録債権          | 396,190          | 買掛金                          | 911,075          |
| 売掛金             | 1,830,950        | 短期借入金                        | 1,400,000        |
| 商品              | 339,380          | <small>1年内返済予定の長期借入金</small> | 400,000          |
| その他             | 87,757           | 未払金                          | 75,809           |
| 貸倒引当金           | △861             | 未払費用                         | 28,324           |
| <b>固定資産</b>     | <b>774,779</b>   | 未払法人税等                       | 4,795            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>453,845</b>   | 未払消費税等                       | 11,654           |
| 建物              | 125,161          | 賞与引当金                        | 62,000           |
| 構築物             | 210              | その他                          | 27,808           |
| 機械装置            | 1,603            | <b>固定負債</b>                  | <b>224,313</b>   |
| 車輛運搬具           | 0                | 退職給付引当金                      | 134,688          |
| 工具器具備品          | 27,768           | 役員退職慰労引当金                    | 89,625           |
| 土地              | 299,101          | <b>負債合計</b>                  | <b>3,812,910</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>22,549</b>    | <b>純資産の部</b>                 |                  |
| ソフトウェア          | 15,224           | <b>株主資本</b>                  | <b>2,656,892</b> |
| 電話加入権           | 7,324            | 資本金                          | 611,650          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>298,384</b>   | 資本剰余金                        | 691,950          |
| 投資有価証券          | 66,657           | 資本準備金                        | 691,950          |
| 出資金             | 19,805           | 利益剰余金                        | 1,364,766        |
| 破産更生債権等         | 11,144           | 利益準備金                        | 45,943           |
| 敷金及び保証金         | 129,819          | その他利益剰余金                     | 1,318,823        |
| 繰延税金資産          | 62,962           | 別途積立金                        | 540,000          |
| その他             | 19,139           | 繰越利益剰余金                      | 778,823          |
| 貸倒引当金           | △11,144          | <b>自己株式</b>                  | <b>△11,473</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,492,702</b> | 評価・換算差額等                     | 22,900           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金                 | 22,900           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>                 | <b>2,679,792</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>               | <b>6,492,702</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2020年3月21日から  
2021年3月20日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額          |
|-------------------------|--------|------------|
| 売 上 高                   |        | 10,263,378 |
| 売 上 原 価                 |        | 8,505,769  |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,757,608  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,533,860  |
| 営 業 利 益                 |        | 223,747    |
| 営 業 外 収 益               |        |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 2,446  |            |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 6,535  | 8,981      |
| 営 業 外 費 用               |        |            |
| 支 払 利 息                 | 6,442  |            |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 0      | 6,442      |
| 経 常 利 益                 |        | 226,286    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 226,286    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 15,506 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 65,958 | 81,465     |
| 当 期 純 利 益               |        | 144,821    |

# 株主資本等変動計算書

( 2020年3月21日から  
2021年3月20日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |             |        |          |             |             |         |            |
|-------------------------|---------|---------|-------------|--------|----------|-------------|-------------|---------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金  |          |             |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                         |         |         |             |        | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |            |
| 当 期 首 残 高               | 611,650 | 691,950 | 691,950     | 45,943 | 540,000  | 686,491     | 1,272,434   | △11,347 | 2,564,686  |
| 当 期 変 動 額               |         |         |             |        |          |             |             |         |            |
| 剰余金の配当                  | —       | —       | —           | —      | —        | △52,489     | △52,489     | —       | △52,489    |
| 当期純利益                   | —       | —       | —           | —      | —        | 144,821     | 144,821     | —       | 144,821    |
| 自己株式の取得                 | —       | —       | —           | —      | —        | —           | —           | △125    | △125       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —       | —           | —      | —        | —           | —           | —       | —          |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | —           | —      | —        | 92,332      | 92,332      | △125    | 92,206     |
| 当 期 末 残 高               | 611,650 | 691,950 | 691,950     | 45,943 | 540,000  | 778,823     | 1,364,766   | △11,473 | 2,656,892  |

|                         | 評価・換算差額等         |              | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|--------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等 |           |
| 当 期 首 残 高               | 9,176            | 9,176        | 2,573,862 |
| 当 期 変 動 額               |                  |              |           |
| 剰余金の配当                  | —                | —            | △52,489   |
| 当期純利益                   | —                | —            | 144,821   |
| 自己株式の取得                 | —                | —            | △125      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 13,723           | 13,723       | 13,723    |
| 当期変動額合計                 | 13,723           | 13,723       | 105,929   |
| 当 期 末 残 高               | 22,900           | 22,900       | 2,679,792 |

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項〕

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法（ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|             |        |
|-------------|--------|
| 建物及び構築物     | 8～65年  |
| 機械装置及び車輻運搬具 | 17～18年 |
| 工具器具備品      | 3～20年  |

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 2. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損の判定、貸倒引当金）に与える影響は軽微であります。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境への影響は、2021年度中は継続し、回復は早くても2022年度以降になると仮定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 5. 未適用の会計基準等

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 990,570千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 13,465千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式(株) | 882,200     | —          | —          | 882,200    |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式(株) | 7,375       | 80         | —          | 7,455      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月18日開催の第61期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 52,489千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2020年3月20日
- ・効力発生日 2020年6月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月17日開催の第62期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 34,989千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 2021年3月20日
- ・効力発生日 2021年6月18日

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (繰延税金資産)        |                  |
| 退職給付引当金         | 41,182千円         |
| 役員退職慰労引当金       | 27,403千円         |
| 貸倒引当金           | 3,670千円          |
| 減損損失            | 35,721千円         |
| 減価償却超過額         | 8,558千円          |
| 未払事業税           | 251千円            |
| 未払社会保険料         | 5,718千円          |
| 賞与引当金           | 19,635千円         |
| その他             | 782千円            |
| <u>繰延税金資産小計</u> | <u>142,924千円</u> |
| 評価性引当額          | △69,876千円        |
| <u>繰延税金資産合計</u> | <u>73,048千円</u>  |
| (繰延税金負債)        |                  |
| その他有価証券評価差額金    | 10,085千円         |
| <u>繰延税金負債合計</u> | <u>10,085千円</u>  |
| <u>繰延税金資産純額</u> | <u>62,962千円</u>  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 法定実効税率                   | 30.6%        |
| (調整)                     |              |
| 交際費                      | 1.8%         |
| 住民税均等割                   | 3.5%         |
| 評価性引当額                   | 0.2%         |
| その他                      | △0.1%        |
| <u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u> | <u>36.0%</u> |

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。

### (2) オペレーティング・リース取引

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 未経過リース料   |                  |
| 1年内       | 52,774千円         |
| 1年超       | 72,640千円         |
| <u>合計</u> | <u>125,415千円</u> |



## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、設備投資計画及び毎月の資金繰りにあわせて必要な資金を調達しております。なお、資金調達については銀行借入によって調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当責任者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

##### ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰り計画を作成し、検討管理しております。なお、各金融機関と良好な取引関係を維持し十分な資金調達枠を確保しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|-----------------|--------------|-----------|--------|
| ① 現金及び預金        | 2,508,457    | 2,508,457 | —      |
| ② 受取手形          | 556,048      | 556,048   | —      |
| ③ 電子記録債権        | 396,190      | 396,190   | —      |
| ④ 売掛金           | 1,830,950    | 1,830,950 | —      |
| ⑤ 投資有価証券        | 66,657       | 66,657    | —      |
| 資産計             | 5,358,303    | 5,358,303 | —      |
| ① 支払手形          | 73,187       | 73,187    | —      |
| ② 電子記録債務        | 593,940      | 593,940   | —      |
| ③ 買掛金           | 911,075      | 911,075   | —      |
| ④ 短期借入金         | 1,400,000    | 1,400,000 | —      |
| ⑤ 1年内返済予定の長期借入金 | 400,000      | 400,000   | —      |
| 負債計             | 3,378,202    | 3,378,202 | —      |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負 債

①支払手形、②電子記録債務、③買掛金、④短期借入金、⑤1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

11. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,063円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 165円55銭   |

## 12. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付の退職一時金制度、企業年金制度及び、確定拠出制度を設けております。退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### (2) 簡便法を適用した確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 145,548千円        |
| 退職給付費用       | 12,339千円         |
| 退職給付の支払額     | △12,457千円        |
| 制度への拠出額      | △10,742千円        |
| 退職給付引当金の期末残高 | <u>134,688千円</u> |

#### ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 積立制度の退職給付債務         | 297,902千円        |
| 年金資産                | △163,214千円       |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>134,688千円</u> |

#### ③ 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 12,339千円 |
|----------------|----------|

### (3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度19,211千円であります。

## 13. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 14. 持分法損益等に関する注記

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

## 15. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月27日

愛光電気株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺田 昭 仁 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛光電気株式会社の2020年3月21日から2021年3月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月30日

愛光電気株式会社 監査役会

監 査 役（常勤） 神 嘉 彦 ㊟

監 査 役 板 倉 崇 ㊟

監 査 役 関 野 純 一 ㊟

(注) 監査役板倉 崇及び関野純一は社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当につきましては、業績、当社を取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、通期業績が計画数値を上回ったため、配当性向、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案すると共に、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たりの期末配当金を普通配当35円に、特別配当5円を加え40円とさせていただきますたく存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は34,989,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月18日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役神 嘉彦氏が任期満了となり、板倉 崇氏が辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏生年月日                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | ※<br>たか ざわ ゆき ひこ<br>高 澤 幸 彦<br>1955年10月8日生 | 1979年3月 当社入社<br>2000年3月 制御機器営業所長就任<br>2004年3月 制御機器営業部長就任<br>2012年9月 内部監査室長就任(現任)                                                            | 800株         |
| 2     | ※<br>いわ した ただ かず<br>岩 田 忠 和<br>1955年12月3日生 | 1978年4月 小田原(現さがみ)信用金庫入庫<br>1999年2月 国府津支店長就任<br>2007年6月 理事就任<br>2013年6月 常務理事就任<br>2019年6月 同金庫退職<br>2019年6月 さがみエステートエージェンシー<br>(株代表取締役就任(現任)) | —            |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項

- ① 候補者岩田忠和氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ② 岩田忠和氏につきましては、各分野において長年培われた豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、当社監査体制の強化に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ③ 岩田忠和氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 岩田忠和氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ⑤ 岩田忠和氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- ⑥ 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、高澤幸彦氏および岩田忠和氏が選任された場合は、当社と両氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。



- ⑦ 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏生 年 月 日                     | 略 歴<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| おがき わら ひろし<br>小 笠 原 寛<br>1949年7月19日生 | 1968年4月 東芝商事(株)入社<br>1992年4月 東芝ライテック(株)横浜営業所長就任<br>1995年4月 (株)神奈川商事社長就任<br>2003年10月 東芝電材マーケティング(株)神奈川支店長<br>就任<br>2005年10月 東芝電材マーケティング(株)執行役員<br>青森電材社 分社長就任<br>2009年3月 同社退社<br>2009年4月 当社顧問就任<br>2009年6月 常勤監査役就任<br>2017年6月 常勤監査役退任 | 1,200株                      |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、小笠原 寛氏が監査役に就任した場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険によって補填することとしております。小笠原 寛氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます神 嘉彦氏および板倉崇氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                    |
|-------|-----------------------|
| 神 嘉彦  | 2017年6月 当社常勤監査役就任（現任） |
| 板 倉 崇 | 2011年6月 当社監査役就任（現任）   |

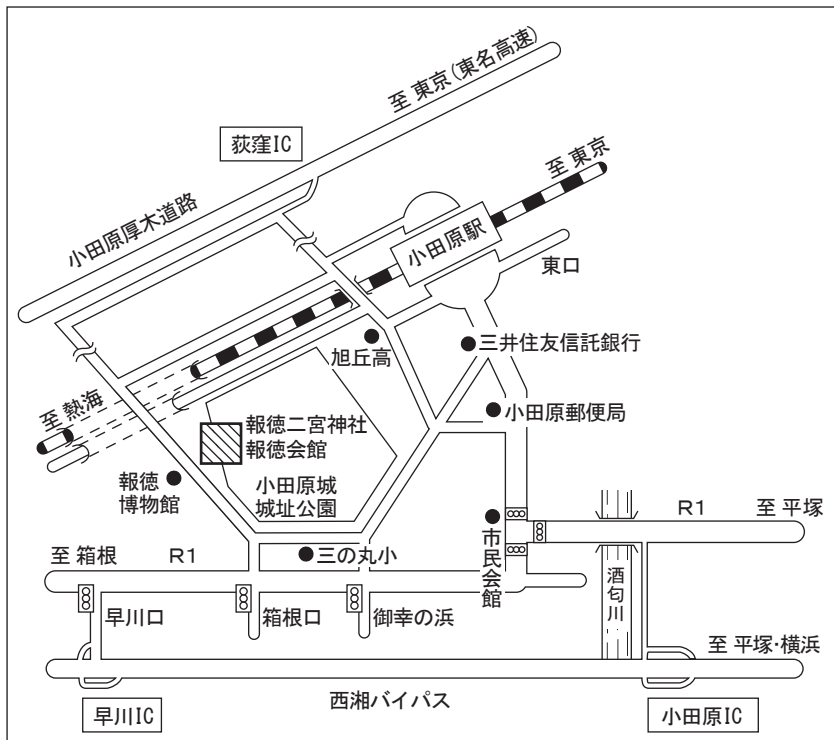
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県小田原市城内 8 番10号  
報徳二宮神社 報徳会館  
電話 0465-23-3246



## 交通のご案内

JR線、小田急線：小田原駅東口より徒歩15分・タクシー3分  
西湘バイパス小田原ICより車で5分  
小田原厚木道路荻窪ICより車で5分